

日進市下水道事業経営戦略

団 体 名 : 日進市

事 業 名 : 下水道事業(公共下水道、農業集落排水)

策 定 日 : 令和 7 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 7 年度 ~ 令和 16 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	公共:平成元年4月1日(36年) 農集:平成8年4月1日(29年)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	法適(一部適用)
処理区域内人口密度	公共:70.9人/ha 農集:30.6人/ha (令和5年度末)	流域下水道等への 接 続 の 有 無	無
処 理 区 数	公共:3処理区(北部処理区・南部処理区・梅森処理区) 農集:1処理区		
処 理 場 数	公共:2処理場(北部浄化センター・南部浄化センター) 農集:1処理場(相野山浄化センター)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	<p>【令和4年度～】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下水道施設の環境部局(長久手市・東郷町含む)との共同利用 日進美化センター(日進市・東郷町)及び長久手市で処理していた浄化槽汚泥等を、南部浄化センターで受入処理する。 <p>【令和5年度～】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老朽化した管渠・マンホールの点検調査業務の共同化(尾張東部5市で共同発注) ・排水設備指定業者登録等事務の共同化(名古屋市を中心として15市5町で受付事務を共同化) <p>また、料金徴収等に関する事務は一部事務組合である愛知中部水道企業団で実施しています。</p>		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の概要・考え方	使用者が排除した汚水の量に関わらず発生する基本使用料と、排除した汚水の量に応じて発生する従量使用料で構成しています。なお、一般家庭用と業務用の区別はありません。 また、令和7年4月1日から使用料の増額改定を行います。(令和7年度から令和11年度までの5年間を使用料算定期間とし、資産維持費は使用料対象経費には含んでいません。)		
	○使用料(税抜き・令和7年4月1日以降)		
	基本使用料 (1か月につき)	従量使用料(1か月につき)	
		排除汚水量	1m ³ につき
	840円	10m ³ まで	40円
		10m ³ を超え20m ³ まで	120円
		20m ³ を超え30m ³ まで	130円
		30m ³ を超え40m ³ まで	150円
		40m ³ を超え50m ³ まで	170円
		50m ³ を超え100m ³ まで	210円
		100m ³ を超え500m ³ まで	240円
		500m ³ を超えるもの	256円
業務用使用料体系の概要・考え方	使用者が排除した汚水の量に関わらず発生する基本使用料と、排除した汚水の量に応じて発生する従量使用料で構成しています。なお、業務用と一般家庭用の区別はありません。		
その他の使用料体系の概要・考え方	井戸水等を使用した場合の使用水量は、世帯員(同居人を含む。以下同じ。)1人1か月につき7m ³ とする。井戸水等を水道水と併用している場合は、世帯員1人1か月につき4m ³ とする。 また、使用者が、汚水の量及びその算出の根拠を記載した申告書を提出した場合は、その申告書に従った水量とする。		
条例上の使用料*2 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	令和3年度 1,900円	実質的な使用料*3 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	令和3年度 2,260円
	令和4年度 1,900円		令和4年度 2,261円
	令和5年度 1,900円		令和5年度 2,263円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職員数	令和6年4月1日現在 下水道課職員12名(短時間勤務職員1名含む)
事業運営組織	令和6年4月1日現在 都市整備部 ー 下水道課(課長1名・主幹1名) ー 業務係:3名 ー 計画工務係:5名 ー 管理係:2名(短時間勤務職員1名含む)

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	【包括的民間委託の適用範囲】 (平成26年度から) 北部浄化センター・相野山浄化センターの維持管理業務 (令和4年度から) 南部浄化センター・マンホールポンプの維持管理業務を追加 また、北部浄化センター及び南部浄化センターのし渣及び脱水汚泥運搬処分業務に、3か年の長期継続契約を導入しています。
	イ 指定管理者制度	実施していません。
	ウ PPP・PFI	実施していません。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	実施していません。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	実施していません。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

直近の経営比較分析表として、令和6年度に公表されました令和5年度決算の経営比較分析表を添付しています。経営及び施設の状態を表す経営指標を活用し、本市の経年比較や他公営企業との比較、複数の指標を組み合わせた分析を行うことにより、経営の現状及び課題を的確かつ簡明に把握することが可能となります。
 なお、主な指標の分析結果は、次のとおりです。

1. 経営の健全性・効率性

○経常収支比率

単年度の収支が黒字であることを示す100%以上であることが必要な指標となります。企業会計を適用した令和2年度以降、100%を上回る状況が継続しています。ただし、一般会計からの繰入金を除いた場合、100%を下回る状況が常態化しています。

○経費回収率

使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標で、100%以上であることが望まれる指標となります。

企業会計を適用した令和2年度以降、100%を下回る状況が継続しており、より一層の経営の効率化による経費削減に努める必要があります。また、下水道事業の進展に伴い、下水道への接続割合を示す水洗化率も97%以上に達している状況であり、使用料改定による使用料水準の適正化を図り、一般会計からの繰入金に依存する経営を見直す必要があります。

○汚水処理原価

有収水量1㎡あたりの汚水処理に要したコストを表した指標となります。公共下水道事業は、類似団体平均値を上回る状況が続いていましたが、令和4年度から開始した経費削減の取組(南部浄化センターの環境部局との共同利用や包括的民間委託の適用範囲拡大による経費削減)による効果が表れ、類似団体平均値の水準まで原価が低減しました。

○施設利用率

施設の利用状況や適正規模を判断する指標で、公共下水道事業は類似団体平均値を上回る状況が続いています。南部処理区での下水道整備や区画整理事業等による人口増加に伴い、南部浄化センターの更なる利用率の上昇が見込まれるため、処理槽の増設を検討する必要があります。

2. 老朽化の状況

○管渠老朽化率

法定耐用年数を超えた管渠延長の割合を表した指標となります。公共下水道事業は、供用開始前に民間開発で整備された管渠の受贈を受けているため、5.54%となっており、ストックマネジメント計画に基づく改築工事を進める必要があります。また、下水道整備事業として埋設した下水道管が耐用年数を超えるのは令和17年度以降であり、それまでは大幅な数値の増加は見込まれません。

2. 将来の事業環境

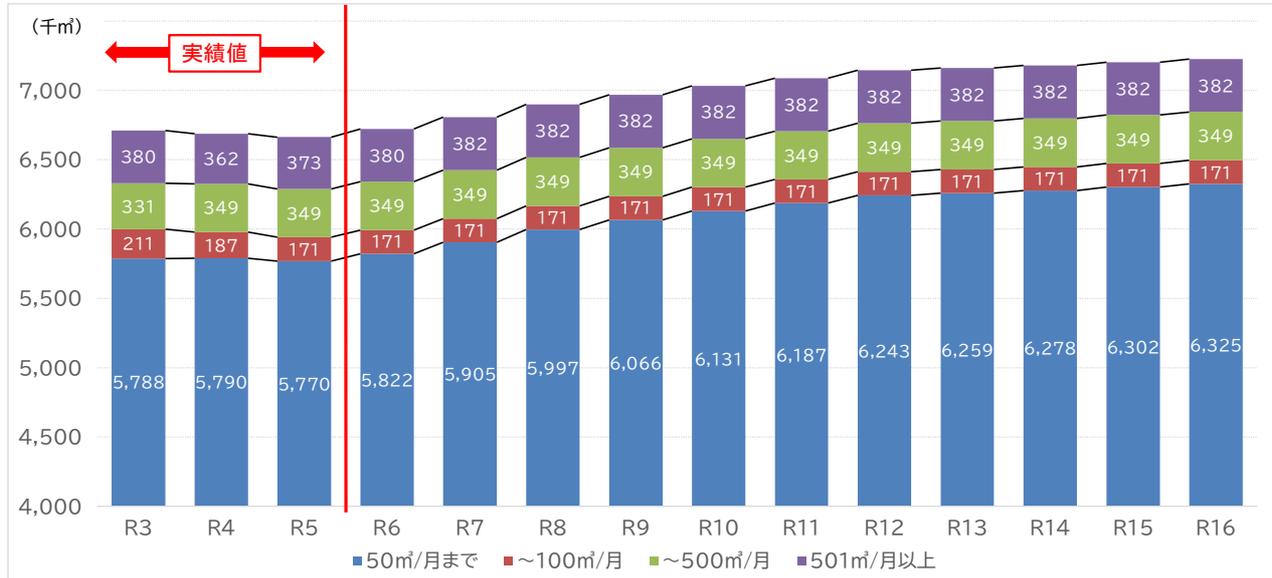
(1) 処理区域内人口の予測

処理区域内人口の推計は、令和5年度の人口推計(コーホート要因法を用いて人口推計を行い、これを基に区画整理、大型マンション建設の地域特性を考慮した推計)の増減率及び下水道整備等に伴う新規供用開始区域の人口を勘案することで算出しています。
 計画期間内は、人口増加が継続する推計であることに加え、区画整理地の新規供用開始も見込まれることから、処理区域内人口は増加すると見込んでいます。



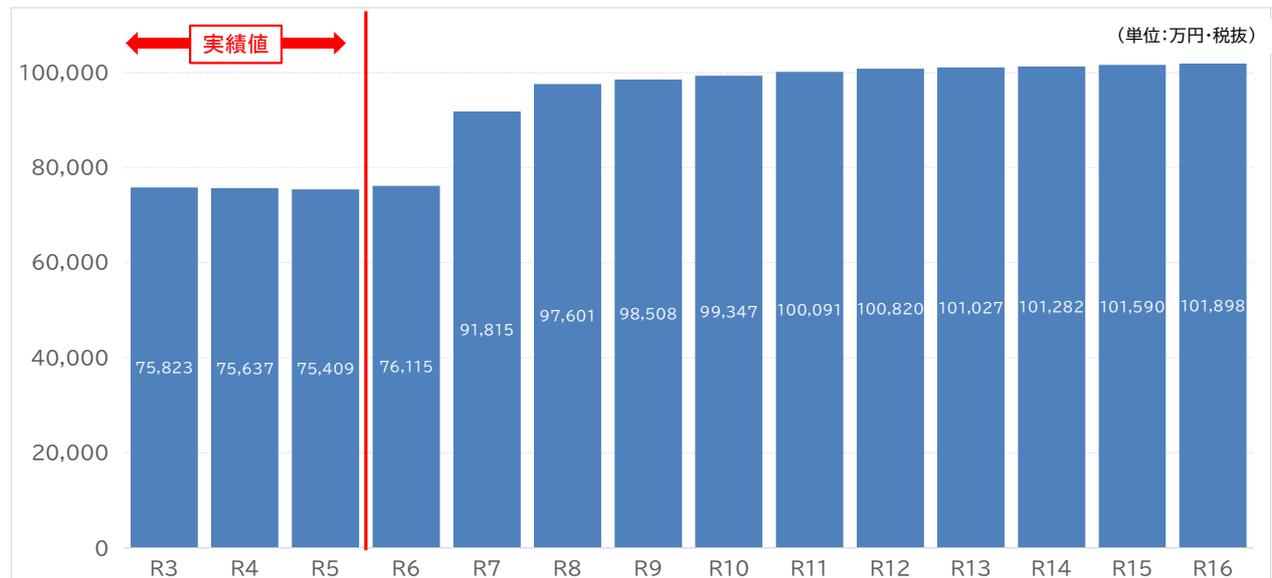
(2) 有収水量の予測

一般家庭(50m³/月まで)は、処理区域内人口予測を基にした接続人口見込に1人当たり有収水量見込を乗じて推計しています。
 また、51m³/月以上の区分は、小規模事業者(~100m³/月まで)、中規模事業者(~500m³/月まで)、大規模事業者(501m³/月以上)の3区分に分け、過去3年の推移及び商業施設等の新設状況を考慮し、推計しています。
 計画期間である令和7年度から令和16年度の10年間で、420千m³(6.2%)の増加を見込んでいます。



(3) 使用料収入の見通し

有収水量の予測を基に、区分ごとの想定使用料単価を乗じて推計しています。
 (令和7年度以降は、使用料改定を反映した想定使用料単価を乗じています。また、令和7年度分は改定に伴う経過措置分を反映した推計となっています。)
 計画期間内は、有収水量は増加していくと想定しており、比例して使用料収入も増加していくと見込んでいます。



(4) 施設の見通し

本市では、3つの処理場（北部浄化センター・南部浄化センター・相野山浄化センター）と管渠約296km、マンホールポンプ29箇所（令和6年4月1日現在）の管理をしています。

【管渠】

昭和59年度から管渠埋設工事を開始していることから、本市で埋設した管渠については、耐用年数を迎えていません。施設移管を受けた団地の管渠については、改築更新の時期を迎えていることから、ストックマネジメント計画に基づいて順次改築更新工事を進めていきます。

【処理場（南部・北部）】

○北部浄化センターは、供用開始から30年以上が経過し、平成28年度から平成29年度にかけて耐震化工事を実施し、順次設備等の改築更新工事も進めています。また、南部浄化センターについても、供用開始から20年以上が経過し、設備等の更新時期を迎えつつあることから、ストックマネジメント計画を策定し、順次改築更新工事を進めていきます。

○未普及地域の下水道整備を進めている点や区画整理事業の進展に伴い、南部浄化センターの処理水量の増加が見込まれるため、令和12年度稼働開始を目標に処理槽の増設工事を行います。

【処理場（相野山）】

○平成8年供用開始の相野山浄化センターは、機械・電気設備等の大規模な更新時期が迫っているため、公共下水道の下水道管へ接続・統合します。

○令和13年度を目標に、公共下水道との施設統廃合を行い、事業規模の適正化を図るとともに、相野山浄化センターの改築更新及び維持管理にかかる費用を削減し、効率的な汚水処理を実現します。

(5) 組織の見通し

本市では、水道事業を一部事務組合である愛知中部水道企業団が実施しているため、水道部門との統合の予定はありません。

下水道課の職員数は、包括的民間委託の導入等により、15名（平成25年度）から、3名減少し、12名（令和6年度）となっています。

南部浄化センターの処理槽増設や農業集落排水事業の公共下水道事業への統廃合等による事業量の増加が見込まれますが、デジタル化の推進等により効率的に業務を進めることで、今後も現在の組織体制を維持していく見込みとしています。

3. 経営の基本方針

本市の下水道事業は、昭和59年度から北部処理区で事業に着手して以来、順次管渠整備、処理場整備を進め、汚水処理人口普及率は92.0%（令和5年度末）となっています。しかし、愛知県全体の汚水処理人口普及率を下回っており、今後も引き続き未普及地域の解消を進めていく必要がありますが、その一方で老朽化した管渠の改築更新や処理場の設備更新時期も迎えつつあることから、経営の基本方針は、「安心・安全で持続可能な下水道サービスの安定的な提供及び自立・安定した経営基盤による事業運営」とし、財源のみならず、経営資源となる人材や技術の確保にも努めます。

1. 下水道の整備促進

下水道事業計画及び汚水適正処理構想に基づき、事業を進めていきます。

なお、下水道整備においては、コスト縮減に向けて低コスト技術を採用することで投資コストを抑えつつ、汚水適正処理構想に目標として掲げた汚水処理人口普及率95%（令和8年度末）達成を目指します。

また、未普及地域の下水道整備や区画整理事業等の進展に伴う人口増の影響に合わせて、南部浄化センターの施設利用率が高まる見込みであることから、処理槽増設を令和12年度稼働開始を目標に進めます。

2. 老朽化対策

ストックマネジメント計画に基づき、計画的な管渠の改築更新と北部浄化センター・南部浄化センターの設備更新を行います。なお、処理場の設備更新時には、低コスト・省エネルギー機器の導入も含めて検討を進めていきます。

3. 普及促進

衛生的な生活環境、河川の水質保全の維持を目的とした社会インフラである下水道が整備されても、未接続の状況では、下水道本来の目的が達成できません。水洗化率（公共下水道・令和5年度）は、全国平均値を上回る約98%に達していますが、接続依頼等の普及啓発活動を継続し、更なる水洗化率向上に努めていきます。

4. 自立・安定した経営基盤

国庫交付金や企業債などの財源を活用して事業運営をしていきますが、自主財源としての使用料の収入確保にも努めていきます。また、効率的な維持管理を行い、計画的に未普及地域の下水道整備や改築更新を進めることで投資の平準化を図り、一般会計からの繰入が過度にならないように抑制することとします。

使用料については、少なくとも5年に1回の頻度で使用料改定の必要性の検証を実施し、経費回収率の目標値を、令和11年度に90%、令和16年度に100%以上に設定し、使用料の適正化に取り組みます。

5. 施設統廃合の実施

相野山浄化センター（農業集落排水事業）は、機械・電気設備等の大規模な改築更新時期が迫っているため、公共下水道事業への統合を令和13年度を目標に実施します。

更新費用を削減するとともに、事業運営の最適化を図り、効率的な汚水処理を実現します。

6. その他

今後も限られた職員数で事業を実施していくこととなるため、技術職員の確保・育成とノウハウの継承に努めます。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1)投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2)投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道事業計画及び汚水適正処理構想に基づき、未普及地域の下水道整備等を進め、汚水適正処理構想に目標として掲げた汚水処理人口普及率95%(令和8年度末)の達成を目指します。 ・ストックマネジメント計画に基づき、計画的に改築更新を進めることで投資の平準化とコスト縮減に努めます。 ・農業集落排水事業を公共下水道事業に令和13年度を目標に統合することで、人口密集度の低い農業集落排水事業の最適化を図り、効率的な汚水処理を実現します。
-----	--

	<p>1. 投資の目標に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未普及地域解消のための下水道整備を実施し、汚水適正処理構想に目標として掲げた汚水処理人口普及率95%(令和8年度末)の達成を目指します。また、令和9年度以降も汚水処理人口普及率100%を目指し、下水道整備を継続する計画となっています。 ・下水道整備や区画整理事業の進展に伴う汚水量の増加による南部浄化センターの処理槽増設工事に、多額の投資が必要となることから、未普及地域解消のための下水道整備は、計画期間以降も含めて投資の平準化を行うことで、一般会計からの繰入が過度にならないように抑制することとします。 <p>2. 管渠の建設・更新に関する事項</p> <p>未普及地域における下水道整備では、コスト縮減に向けて低コスト技術を活用して事業を進め、改築更新については、ストックマネジメント計画に基づき、計画的に改築更新を進めることで、投資の平準化とコスト縮減に努めていきます。</p> <p>3. 処理場の建設・更新に関する事項</p> <p>南部浄化センターは、流入量の増加に伴う処理槽増設が必要となる見込みであり、令和12年度稼働開始を目標に処理槽が増設できるよう投資計画に反映しています。【想定整備費：約20億円】</p> <p>また、北部浄化センター・南部浄化センター共にストックマネジメント計画に基づき、順次、設備の改築更新を進めていくことで、施設の長寿命化と投資の平準化によりコスト縮減を進めていきます。</p> <p>4. 最適化(汚水処理施設の統廃合)に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業集落排水事業は、一般的に採算が確保できる水準とされている処理区域内人口密度40人/haを下回る事業形態であり、公共下水道事業と統合することで、事業規模の適正化を図る必要があります。 ・平成8年供用開始の相野山浄化センターは、機械・電気設備等の大規模な改築更新時期が迫っている点からも、令和13年度を目標に、公共下水道の下水道管へ接続・統合する計画とします。【想定整備費：約3億円】 <p>5. 防災・安全対策に関する事項</p> <p>【管路】</p> <p>管路の耐震診断は主要な路線で確認を完了しています。今後はストックマネジメント計画に基づく改築更新を行い、老朽化対策に合わせて耐震化を進めます。</p> <p>【処理場】</p> <p>北部浄化センターは、耐震化工事を実施済みであり、南部浄化センターは、設計時に耐震基準を満たしているため、処理場の耐震対策は、完了しています。今後も、施設の予防保全に努めるとともに、平成30年度に改定しました業務継続計画(BCP)に基づき、大地震などの被災を想定した訓練を継続的に実施していきます。</p>
--	---

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	自立・安定した経営基盤を構築するため、経常収支比率、経費回収率の目標(公共下水道)を次のとおり定める。 【経常収支比率】 中間値(令和11年度):100%以上・目標値(令和16年度):100%以上 【経費回収率】 中間値(令和11年度):90% ・目標値(令和16年度):100%以上
-----	--

<p>1. 使用料収入の見直し、使用料の見直しに関する事項 計画期間内は、未普及地域の下水道整備を推進することによる供用開始区域面積の拡大及び既に供用開始している区域等における人口増加により、使用料収入の増加を見込んでいます。 令和7年度の使用料改定により、別添「原価計算表」のとおり、概ね使用料対象経費を賅える水準となりましたが、令和12年度以降は、南部浄化センターの処理槽増設に伴う減価償却費や維持管理費の増加が見込まれます。 そのため、遅くとも令和10年度から使用料の見直しの必要性の検証を開始します。有識者を含む審議会等で財源目標に掲げた指標との差異分析を含む検証を行い、改定が必要と判断された場合には、使用料適正化に向けた改定を検討します。(使用料改定は議会の承認が前提となります。)</p> <p>2. 企業債に関する事項 未普及地域の下水道整備工事及び下水道施設の改築更新工事において、企業債の対象となる事業については、国庫交付金を除いて企業債を活用する計画としています。なお、借入期間は、現在と同様に据置期間無しでの25年償還で算定しています。</p> <p>3. 資産の有効活用に関する事項 資産の有効活用による財源の確保は、見込んでいません。</p> <p>4. 繰入金に関する事項 繰入金は、令和7年度の使用料改定に伴い、令和6年度以前と比較し、大幅な減額が見込まれ、公共下水道事業の収益的収支に対する基準外繰入金は解消される見込みです。また、資本的収支の現金収支不足分については、基準外繰入金を計画しています。(農業集落排水事業の収益的収支に対する基準外繰入金は、公共下水道事業との統廃合により解消される見込みです。)</p> <p>5. その他 南部浄化センターの環境部局との共同利用による浄化槽汚泥等受入収益は、今後も継続して収入できる計画としています。</p>
--

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

<p>1. 民間活力の活用に関する事項 処理場(北部・南部・相野山浄化センター)及びマンホールポンプの維持管理業務は、包括的民間委託を継続して実施します。包括的民間委託料の算定は、令和8年度までは確定した契約内容で行い、それ以降についても現契約内容に基づき算定を行っています。(令和12年度以降は、南部浄化センターの維持管理業務の増加等を見込んでいます。)</p> <p>2. 職員給与費に関する事項 職員数については、令和6年度の職員数が継続する見込みとします。また、令和6年度人事院勧告の引上げ割合を参考に、給与費の上昇を見込んで算定をしています。(人事異動を考慮し、3年サイクルで設定)</p> <p>3. 動力費に関する事項 包括的民間委託料に含まれる処理場の動力費部分を計上しています。価格上昇を反映するため、令和4年度から令和6年度(決算見込)の3か年平均値で算定を行っています。また、南部浄化センターの処理槽増設に伴う動力費増加を見込んでいます。</p> <p>4. 薬品費に関する事項 包括的民間委託料に含まれる処理場の薬品費部分を計上しています。価格上昇及び処理水量の増加を反映するため、令和5年度決算数値を基本とし、南部浄化センターの薬品費は、処理水量の増加の影響を加味して算定しています。</p> <p>5. 修繕費に関する事項 施設老朽化に伴う処理場修繕費の増加傾向を反映するため、施設更新を伴わない大規模な処理場修繕費(令和8年度以降)は、令和4年度から令和6年度(決算見込)の3か年平均値で算定しています。</p> <p>6. 委託費に関する事項 令和5年度決算数値を基本とし、汚泥運搬処分や汚水処理委託等の処理量増加により変動が見込まれる委託料は、有収水量の伸び率等に基づき変動分を見込んでいます。 また、下水道計画変更業務等の継続して発生しない委託業務は、支出見込年度に個別金額を計上しています。</p> <p>7. その他 下水道使用料徴収事務負担金など事業に必要な経費を計上しています。また、南部浄化センターを環境部局(浄化槽汚泥等処理)と共同利用する取組により、下水道事業が負担する維持管理費を削減しています。</p>
--

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	広域化・共同化計画に記載した「他処理区への編入(※)」は、計画スケジュールに基づき、東郷町との協議・調整等を進めていきます。 また、更なる効率的な汚水処理を図るため、施設の統廃合や最適化の検討を行います。 ※日進市と東郷町の境界部にある東郷町管理のマンホールポンプを将来的に廃止し、自然流下で日進市に流入させる計画です。日進市としては処理委託負担金による収入増加が見込めます。
投資の平準化に関する事項	ストックマネジメント計画を定期的に見直すことで改築・更新の優先順位等を検討し、投資の平準化及びコスト縮減に努めていきます。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	管渠及び処理場の改築更新業務について、ウォーターPPPの導入に向けた検討を行います。
その他の取組	特に予定していません。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	使用料改定の必要性の検証は、少なくとも5年に1回の頻度で実施し、必要に応じて使用料の見直しを行います。
資産活用による収入増加の取組について	現在、未利用地となっている箇所は、利用計画があるため、資産活用については、検討の予定はありません。また、下水道施設の上部空間利用については、既に公園として利用がされていることから、資産活用による収入増加の取組については、予定はありません。
その他の取組	更なる水洗化の促進、収納率向上など財源確保に努めていきます。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	包括的民間委託を導入している処理場及びマンホールポンプの維持管理について、管渠及び処理場の改築更新業務とあわせて、ウォーターPPPの導入に向けた検討を行います。
職員給与費に関する事項	事業の進捗状況や業務内容の変化に合わせて適切な職員数の配置に努めます。
動力費に関する事項	処理場においては、省エネルギー運転に向けた電力量のデマンド監視、各設備の運転制御による最適化により動力費削減に努めます。
薬品費に関する事項	適切に薬品添加量を調整するとともに、コスト面も含め、より使用に適した薬品への変更を検討していきます。
修繕費に関する事項	ストックマネジメント計画等に基づき、リスク管理及び修繕費の平準化に努めていきます。
委託費に関する事項	包括的民間委託とは別の委託契約となっている業務について、ウォーターPPPに含める検討を行います。
その他の取組	近隣市町、県等と情報交換に努め、効果的な事例があれば、採用を検討していきます。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	本経営戦略については、計画期間中間時の5年毎に見直しすることを基本とし、見直しにあたっては、計画と実績との乖離及びその原因を分析し、成果の検証と評価を行うとともに、Plan(計画)-Do(実行)-Check(評価)-Action(改善)のサイクルを繰り返すことにより継続的に改善を図っていきます。 また、毎年度の進捗管理として、目標値の達成状況を確認・評価するとともに、下水道事業経営に影響を与える使用料、有収水量、決算状況など、推計値と実績値の比較検証と、経営比較分析表により類似団体等との経営状況の比較を実施するものとします。 毎年度の進捗管理及び計画の見直しは、外部有識者を含む審議会での意見も踏まえ、実施するものとします。 なお、本経営戦略の前提となる計画や財政条件などに大幅な変更が生じた場合には、随時、本経営戦略の見直しを行うこととします。
---------------------	---

6. 経費回収率の向上に向けたロードマップ

国土交通省「社会資本整備総合交付金等の交付にあたっての要件等の運用について(令和6年4月1日)」に基づき、下水道事業(公共下水道事業)における経費回収率の向上に向けたロードマップを以下に示します。(経営戦略で掲げた経費回収率等の目標値及び経営改善等の具体的取組の内容・スケジュールをまとめたものとなります。)
収支構造の更なる適正化に向けて、少なくとも5年に1度の頻度で、経営戦略の見直しとあわせて、定期的に検証・見直しを行います。

●業績目標

指標	目標の方向性	現状値(R5決算値)	中間値(R11)	目標値(R16)
経常収支比率	維持(➡)	106.59	100%以上	100%以上
経費回収率	増加(⬆)	80.77	90%	100%以上

●支出削減のための具体的取組(継続事業)

項目	包括的民間委託の継続実施									
概要	民間活力を活用するため、令和4年度から適用範囲を拡大した包括的民間委託を継続して実施する。 【適用範囲:全ての処理場・マンホールポンプの包括的維持管理業務】									
R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	
実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

項目	環境部局との施設共同利用の継続実施									
概要	○日進美化センター(日進市・東郷町)及び長久手市で処理していた浄化槽汚泥等を、令和4年度から南部浄化センターで受入処理をしている。 ○浄化槽汚泥等処理を行う環境部局と施設を共同利用する取組を継続することで、下水道部局が負担する維持管理費を削減する。									
R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	
実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

●支出削減のための具体的取組(新規事業)

項目	汚水処理施設の統廃合									
概要	○農業集落排水事業(相野山浄化センターが処理する地域)を公共下水道の下水道管へ接続・統合する。 ○平成8年供用開始の相野山浄化センターは、機械・電気設備等の大規模な改築更新時期が迫っており、施設統廃合により事業運営の最適化を図り、効率的な汚水処理を実現する。									
R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	
		基本設定	詳細設計	接続工事	⇒	統廃合				

●収入増加のための具体的取組

項目	下水道使用料の適正化									
概要	○一般会計からの繰入に依存しない自立・安定した経営基盤を構築するため、使用料の適正化に取り組む。 ○下水道普及の便宜を享受できる住民とそれ以外の住民との間の公平性を保つ観点からも、業績目標を達成するよう使用料水準の適正化を図る。 ○事業構造や排出量を踏まえた使用料を各使用者にご負担いただくよう使用者間の負担の公平化を図る観点から使用料体系の適正化を図る。									
R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	
改定			検証	⇒	改定(予定)			検証	⇒	

※使用料改定は、議会の承認が前提となりますが、有識者を含む審議会等の意見を踏まえ、使用料適正化に取り組む。

※経営環境の急激な変化等により、収支見通しの大きな変更等を把握した場合には、想定スケジュールを早め、検証を開始する。

経営比較分析表（令和5年度決算）

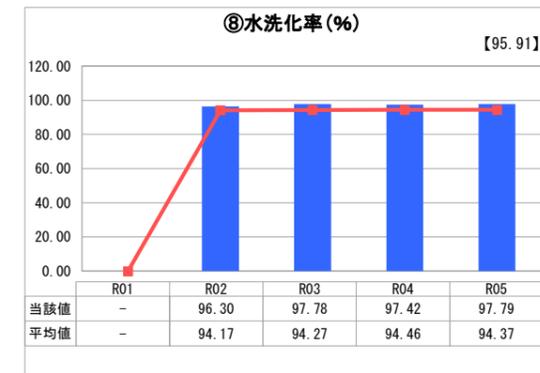
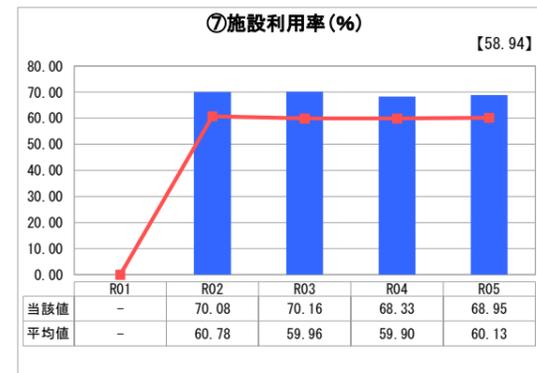
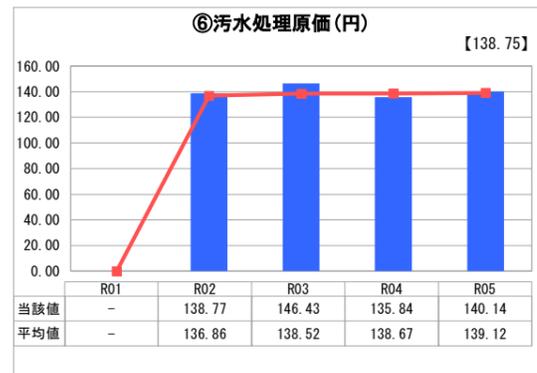
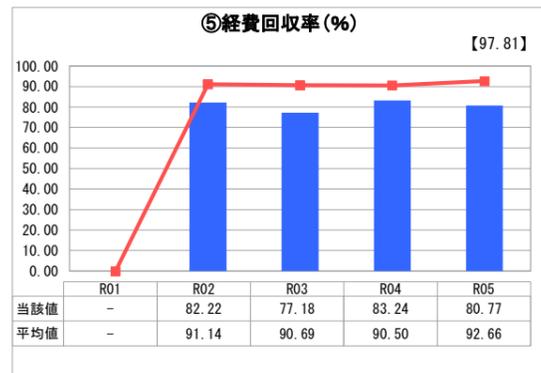
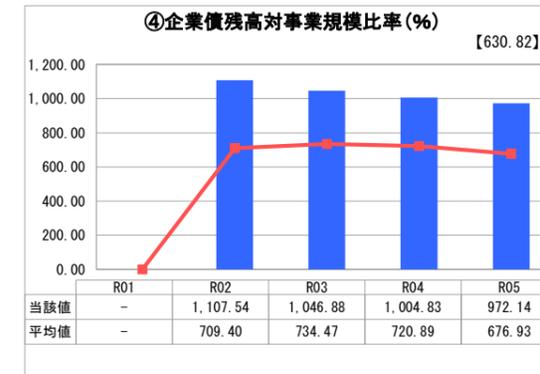
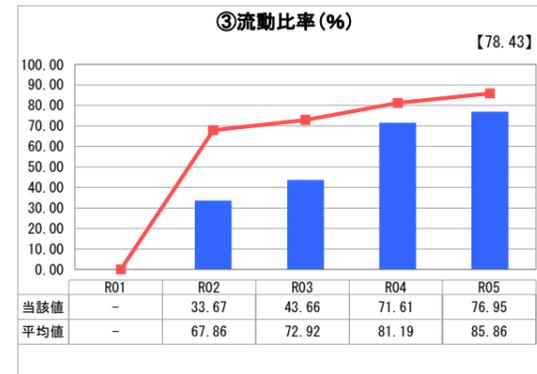
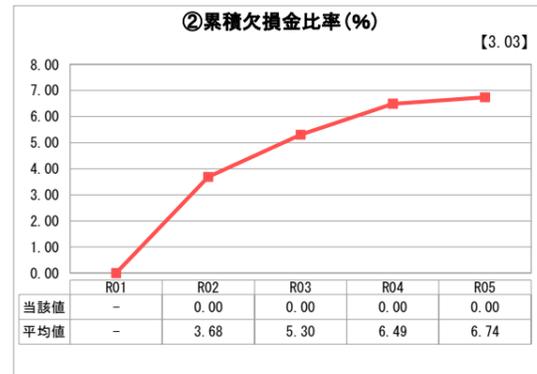
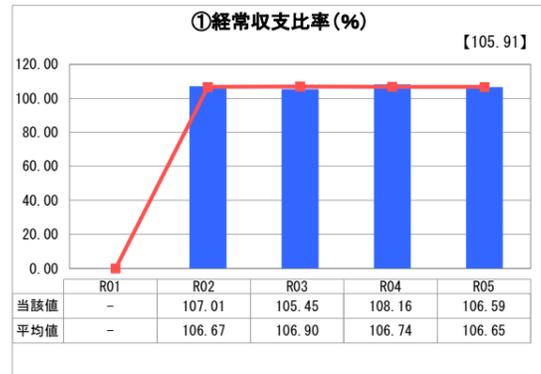
愛知県 日進市

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	公共下水道	Bc1	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
-	71.85	78.73	95.41	2,090

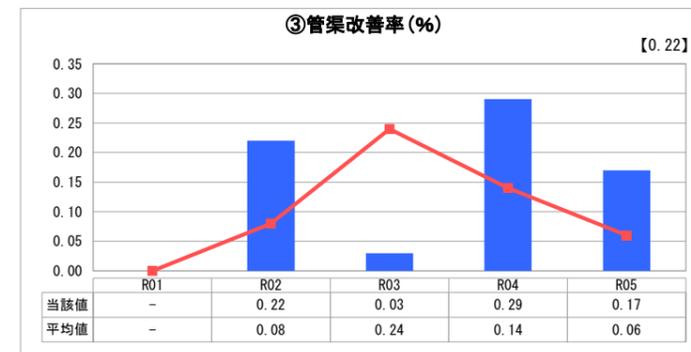
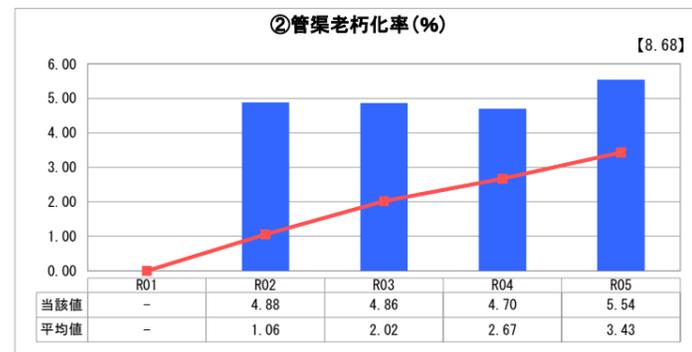
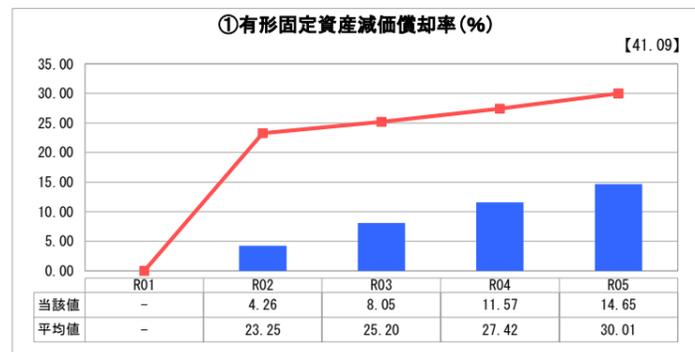
人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
94,033	34.91	2,693.58
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
73,912	10.43	7,086.48

グラフ凡例	
■	当該団体値(当該値)
—	類似団体平均値(平均値)
【	令和5年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

①経常収支比率は、前年度同様に一般会計からの繰入を行うことで、100%以上を維持した。
 ②流動比率は、流動負債に占める建設改良費等に充てられた企業債償還金の割合が高く、100%を下回る状況が続いている。なお、本年度は建設改良工事の前払金が生じたことなどから比率が上昇した。
 ③流動比率は、流動負債に占める建設改良費等に充てられた企業債償還金の割合が高く、100%を下回る状況が続いている。なお、本年度は建設改良工事の前払金が生じたことなどから比率が上昇した。
 ④企業債残高対事業規模比率は、処理場整備等による借入規模の大きい時期における償還が完了していないため、類似団体平均値を上回っている。ただし、今後も新規借入額を上回る償還が見込まれるため、比率は改善する予定である。
 ⑤経費回収率は、有収水量の減少に伴い下水道使用料が減少したことや、ストックマネジメント計画に基づき実施した処理場施設の老朽化対策工事に伴う資産減耗費の増加等により汚水処理費が増加した影響で低下した。なお、令和7年4月から下水道使用料の増額改定を予定しており、比率の改善が見込まれる。
 ⑥汚水処理原価は、処理場施設の老朽化対策工事に伴う資産減耗費の増加等により増加したが、令和4年度から適用範囲を拡大した包括的民間委託や浄化槽汚泥等受入による環境部局との施設共同利用等による経費削減の取組みを継続することで類似団体平均値の水準を保っている。
 ⑦施設利用率は、類似団体平均値を上回っており、下水道整備地域の拡大を継続しているため、比率は上昇する見込みである。
 ⑧水洗化率は、類似団体平均値を上回る状況が続いており、接続依頼等の普及啓発活動を継続する。

2. 老朽化の状況について

①有形固定資産減価償却率は、類似団体平均値を下回っているが、法定耐用年数を経過していない資産が占める割合が大きいため、今後も比率が増加する見込みである。
 ②管渠老朽化率は、供用開始（平成元年度）前に民間開発で整備された受贈財産が法定耐用年数を超えているため、類似団体平均値を上回っている。本年度は、昭和47年度における受贈財産が新たに法定耐用年数を超えたことから、前年度と比較して比率が増加したが、下水道整備事業として埋設した下水道管が耐用年数を超えるのは令和17年度以降であり、当面は大幅な数値の増加は見込まれない。
 ③管渠改善率は、ストックマネジメント計画に基づき計画的な老朽化対策を進めた結果、類似団体平均値を上回る改善率となった。なお、本年度は処理場の老朽化対策に建設改良費を重点配分したため、前年度と比較して比率が減少している。

全体総括

経費回収率の向上に向けて、令和4年度から包括的民間委託の適用範囲拡大や浄化槽汚泥等受入による環境部局との施設共同利用による経費削減の取組みを開始し、一定の削減効果が確認できた。
 しかし、これらの取組みだけでは、経費回収率100%を達成することは困難であり、物価や賃金の上昇の影響を加味すると、更に厳しい経営状況が見込まれるため、経費回収率100%を目指し、一般会計繰入金に頼らない自立・安定した経営基盤を構築する必要がある。
 なお、下水道使用料の適正化を図るため、令和7年4月から使用料の増額改定を行う予定であり、経費回収率の向上が見込まれる。

※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のみ類似団体平均値及び全国平均を算出しています。

経営比較分析表（令和5年度決算）

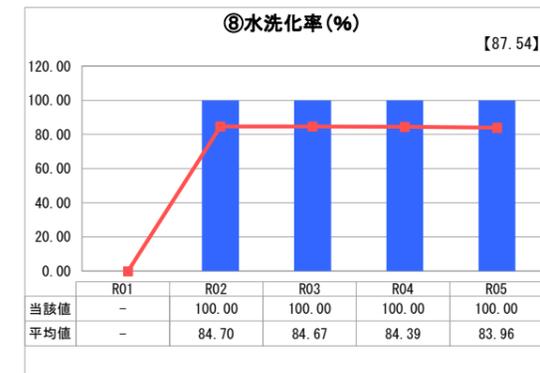
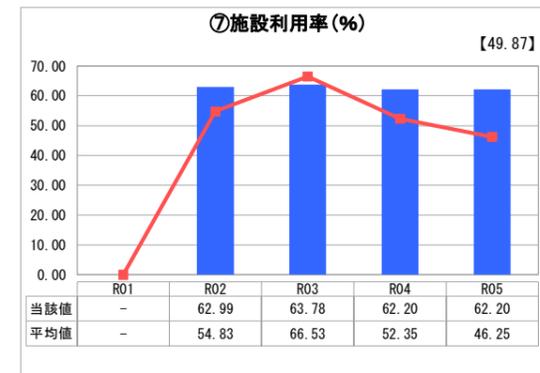
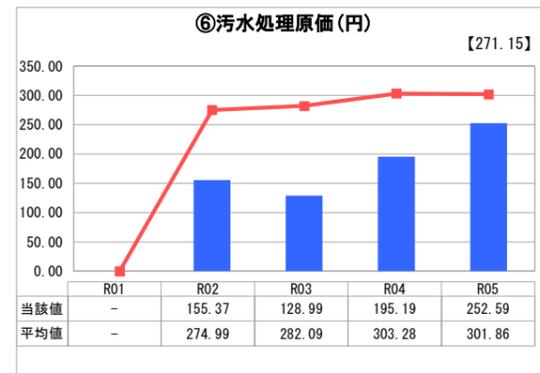
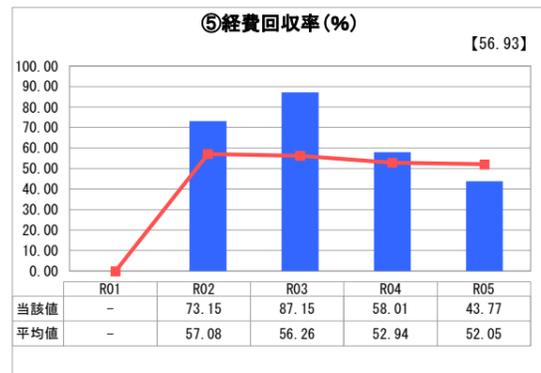
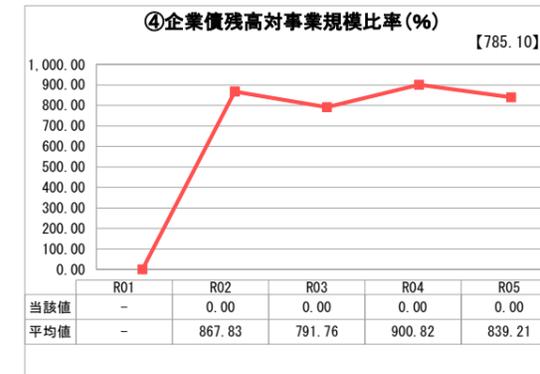
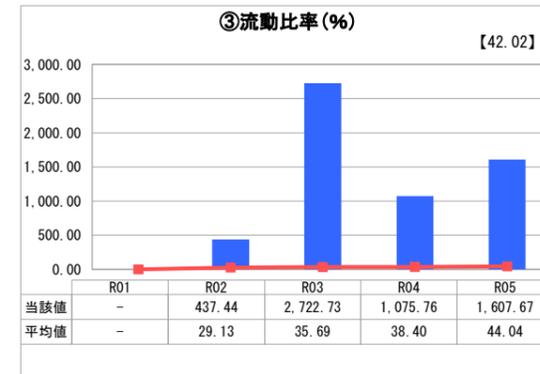
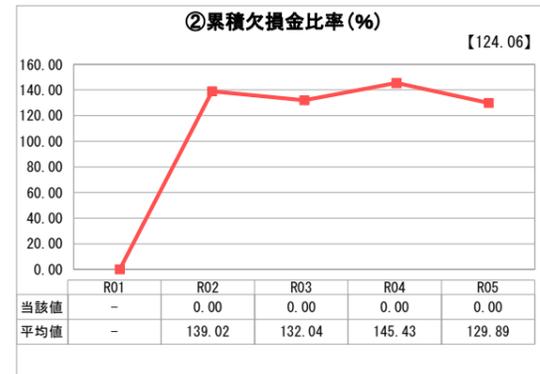
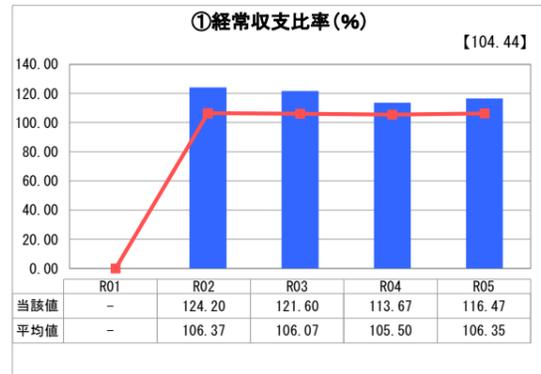
愛知県 日進市

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	農業集落排水	F2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
-	99.59	0.26	69.17	2,090

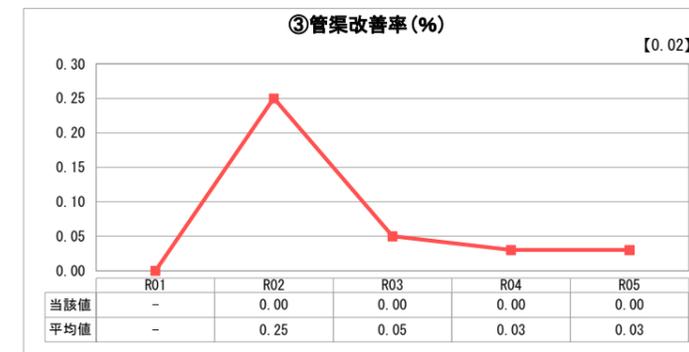
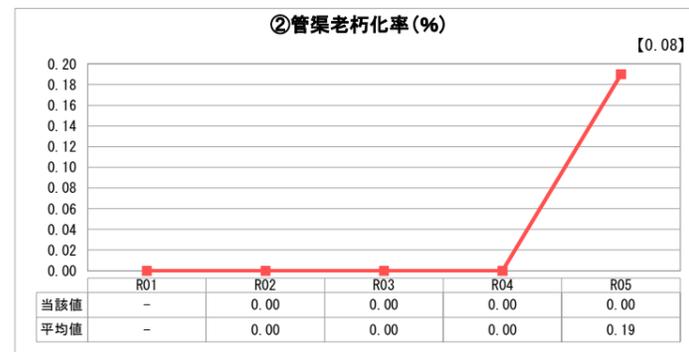
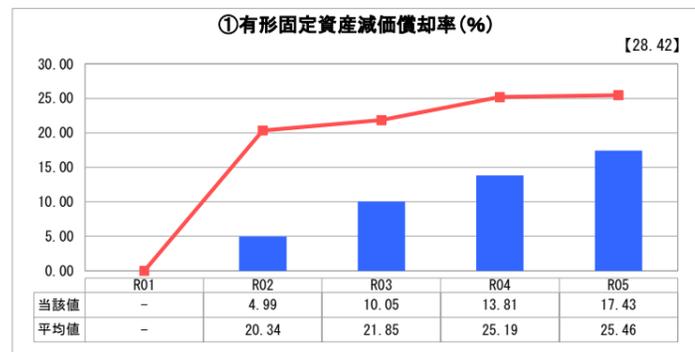
人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
94,033	34.91	2,693.58
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
245	0.08	3,062.50

グラフ凡例	
■	当該団体値(当該値)
—	類似団体平均値(平均値)
【	令和5年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

① 経常収支比率は、前年度同様に一般会計からの繰入を行うことで、100%以上を維持した。
 ② 流動比率は、企業債借入がないため、高い数値を維持している。本年度は建設改良工事に伴う未払金が生じなかったことから、前年度から上昇した。
 ③ 経費回収率は、有収水量の減少に伴い下水道使用料が減少したことや、下水道台帳のシステム化に伴い汚水処理費が増加した影響で低下した。100%を下回る状況が継続しているが、公共下水道事業とともに、令和7年4月から使用料改正を行う予定のため、比率が改善する見込みである。
 ④ 汚水処理原価は、類似団体平均値を下回っているが、年間有収水量の減少傾向が続くことに加え、下水道台帳のシステム化に伴い汚水処理費が増加したため、前年度と比べ増加した。
 ⑤ 施設利用率は、供用開始区域の拡大の予定がないことから、同一水準で推移する見込みである。
 ⑥ 水洗化率は、供用開始区域の拡大の予定がないことから、100%を維持する見込みである。

2. 老朽化の状況について

① 有形固定資産減価償却率は、類似団体平均値を下回っているが、平成8年度供用開始のため、法定耐用年数を経過していない資産が多く、今後も増加する見込みである。
 現状では、応急的な修繕しか発生していないが、将来的には、事業費の平準化を図るため、計画的な老朽化対策を実施していく必要がある。

全体総括

本事業は排水処理人口が200人程度と事業規模が小さく、一般的に採算が確保できる水準である処理区域内人口密度とされている4,000人/km²を下回る事業形態である。
 また、令和4年度から、公共下水道事業とともに包括的民間委託の適用範囲を拡大し、民間活力を活用した経費削減の取組みを継続している。しかし、経費改善効果を上回る汚水処理費の増加により、経費回収率は低下する結果となった。経費回収率の向上を図るため、公共下水道事業と歩調を合わせ、令和7年4月から使用料の増額改定を行う予定である。
 なお、処理場施設における機械・電気設備等の大規模な更新時期が迫っているため、今後、令和13年度を目標に公共下水道との接続による施設の統廃合等を実施し、採算が確保できる事業体制への転換を目指すこととしている。

※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のみ類似団体平均値及び全国平均を算出しています。

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円,%)

【公共下水道事業】

区 分		年 度	令和4年度 (決算)	令和5年度 (決算)	令和6年 (決算見込)	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年	令和13年	令和14年	令和15年	令和16年	
収 益 的 収 入	1. 営業収益 (A)		762,601	760,473	767,401	925,439	983,842	993,020	1,001,886	1,009,157	1,016,488	1,021,687	1,024,369	1,027,931	1,030,850	
	(1) 料金収入		753,797	751,655	758,714	915,315	972,988	982,050	990,445	997,886	1,005,176	1,010,265	1,012,823	1,015,904	1,018,982	
	(2) 受託工事収益 (B)															
	(3) その他		8,804	8,818	8,687	10,124	10,854	10,970	11,441	11,271	11,312	11,422	11,546	12,027	11,868	
	2. 営業外収益		1,326,983	1,270,611	1,243,295	1,084,163	1,012,268	1,000,406	991,750	983,623	975,060	977,646	960,808	949,275	952,053	
	(1) 補助金		221,553	193,995	213,564	89,757	16,263	6,369	6,470	6,295	6,388	6,454	6,525	6,600	6,405	
	他会計補助金		221,553	193,995	211,564	57,657	6,263	6,369	6,470	6,295	6,388	6,454	6,525	6,600	6,405	
	その他補助金				2,000	32,100	10,000									
	(2) 長期前受金戻入		923,734	893,113	845,151	816,283	820,313	816,428	810,130	802,237	802,793	807,418	794,381	784,462	787,698	
	(3) その他		181,696	183,503	184,580	178,123	175,692	177,609	175,150	175,091	165,879	163,774	159,902	158,213	157,950	
収入計 (C)		2,089,584	2,031,084	2,010,696	2,009,602	1,996,110	1,993,426	1,993,636	1,992,780	1,991,548	1,999,333	1,985,177	1,977,206	1,982,903		
収 益 的 支 出	1. 営業費用		1,710,730	1,696,186	1,675,456	1,717,101	1,721,228	1,683,678	1,690,470	1,717,720	1,754,106	1,782,649	1,768,270	1,756,893	1,781,371	
	(1) 職員給与		68,133	68,256	79,184	82,511	85,986	79,184	82,511	85,986	79,184	82,511	85,986	79,184	82,511	
	基本給		40,290	37,717	42,671	44,494	46,397	42,671	44,494	46,397	42,671	44,494	46,397	42,671	44,494	
	退職給付															
	その他		27,843	30,539	36,513	38,017	39,589	36,513	38,017	39,589	36,513	38,017	39,589	36,513	38,017	
	(2) 経費		545,282	580,972	574,068	643,994	647,614	597,811	610,479	632,444	659,073	672,644	664,213	664,696	675,023	
	動力費		95,684	74,495	77,845	82,675	82,675	82,675	82,675	82,675	93,415	93,415	93,415	93,415	93,415	
	修繕費		73,347	89,579	102,986	106,378	90,489	90,489	90,489	90,489	90,846	90,846	90,846	90,846	90,846	
	材料費															
	その他		376,251	416,898	393,237	454,941	474,450	424,647	437,315	459,280	474,812	488,383	479,952	480,435	490,762	
(3) 減価償却費		1,097,315	1,046,958	1,022,204	990,596	987,628	1,006,683	997,480	999,290	1,015,849	1,027,494	1,018,071	1,013,013	1,023,837		
2. 営業外費用		221,237	209,306	207,232	205,021	202,407	200,091	195,877	197,557	189,391	184,759	179,155	173,666	168,797		
(1) 支払利息		121,774	112,874	104,575	99,655	94,140	89,343	83,804	82,667	80,136	74,573	68,792	63,098	58,023		
(2) その他		99,463	96,432	102,657	105,366	108,267	110,748	112,073	114,890	109,255	110,186	110,363	110,568	110,774		
支出計 (D)		1,931,967	1,905,492	1,882,688	1,922,122	1,923,635	1,883,769	1,886,347	1,915,277	1,943,497	1,967,408	1,947,425	1,930,559	1,950,168		
経常損益 (C)-(D) (E)		157,617	125,592	128,008	87,480	72,475	109,657	107,289	77,503	48,051	31,925	37,752	46,647	32,735		
特別利益 (F)																
特別損失 (G)																
特別損益 (F)-(G) (H)																
当年度純利益(又は純損失) (E)+(H)		157,617	125,592	128,008	87,480	72,475	109,657	107,289	77,503	48,051	31,925	37,752	46,647	32,735		
繰越利益剰余金又は累積欠損金 (I)		157,617	125,592	128,008	87,480	72,475	109,657	107,289	77,503	48,051	31,925	37,752	46,647	32,735		
流 動 資 産 (J)	うち未収金		126,587	134,076	138,480	156,509	175,251	163,224	167,816	170,572	167,775	167,467	166,696	166,586	166,867	
	うち建設改良費		572,399	568,156	565,760	554,265	555,469	557,903	584,005	591,391	584,311	582,123	541,462	526,471	506,862	
流 動 負 債 (K)	うち一時借入金															
	うち未払金		290,479	306,802	265,389	261,596	293,461	223,754	440,300	388,772	265,854	249,226	244,183	256,867	257,520	
累積欠損金比率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)																
地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金不足額 (L)																
営業収益-受託工事収益 (A)-(B) (M)		762,601	760,473	767,401	925,439	983,842	993,020	1,001,886	1,009,157	1,016,488	1,021,687	1,024,369	1,027,931	1,030,850		
地方財政法による資金不足の比率 ((L)/(M)×100)																
健全化法施行令第16条により算定した資金不足額 (N)																
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (O)																
健全化法施行令第17条により算定した事業の規 (P)		762,601	760,473	767,401	925,439	983,842	993,020	1,001,886	1,009,157	1,016,488	1,021,687	1,024,369	1,027,931	1,030,850		
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((N)/(P)×100)																

投資・財政計画 (収支計画)

【公共下水道事業】

(単位:千円)

年 度		令和4年度	令和5年度	令和6年	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	
区 分		(決算)	(決算)	(決算見込)											
資本的収入	1. 企業債	214,600	311,600	398,500	307,600	318,100	235,700	640,300	534,800	252,400	211,700	207,200	208,100	211,800	
	うち資本費平準化債														
	2. 他会計出資金														
	3. 他会計補助金	514,040	410,147	373,858	385,101	391,228	326,732	360,262	377,659	432,426	391,529	372,994	361,356	345,368	
	4. 他会計負担金	1,316	336	360	360	360	360	360	360	360	360	360	360	360	
	5. 他会計借入金														
	6. 国(都道府県)補助金	119,452	214,061	188,440	173,750	269,891	111,300	782,455	615,285	195,555	171,560	166,035	182,925	179,775	
	7. 固定資産売却代金														
	8. 工事負担金	59,516	67,561	44,560	57,704	98,302	41,378	59,360	65,217	61,682	70,334	71,340	72,346	72,970	
	9. その他														
	計 (A)	908,924	1,003,705	1,005,718	924,515	1,077,881	715,470	1,842,737	1,593,321	942,423	845,483	817,929	825,087	810,273	
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)	14,800													
	純計 (A)-(B) (C)	894,124	1,003,705	1,005,718	924,515	1,077,881	715,470	1,842,737	1,593,321	942,423	845,483	817,929	825,087	810,273	
	資本的支出	1. 建設改良費	534,463	709,639	723,750	624,301	791,417	462,454	1,625,012	1,318,816	625,515	520,257	503,042	569,042	562,073
		うち職員給与費	22,019	24,204	25,816	26,882	27,992	25,816	26,882	27,992	25,816	26,882	27,992	25,816	26,882
2. 企業債償還金		575,921	572,399	568,157	565,760	554,265	555,469	557,903	584,005	591,391	584,311	582,123	541,462	526,471	
3. 他会計長期借入金返還金															
4. 他会計への支出金															
5. その他			816												
計 (D)	1,110,384	1,282,854	1,291,907	1,190,061	1,345,682	1,017,923	2,182,915	1,902,821	1,216,906	1,104,568	1,085,165	1,110,504	1,088,544		
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)	216,260	279,149	286,189	265,546	267,801	302,453	340,178	309,500	274,483	259,085	267,236	285,417	278,271		
補填財源	1. 損益勘定留保資金	103,208	92,412	153,150	131,904	172,190	225,266	210,791	186,745	190,726	186,938	230,594	242,065	226,188	
	2. 利益剰余金処分量	107,816	157,617	125,592	128,008	87,480	72,475	109,657	107,289	77,503	67,160	31,925	37,752	46,647	
	3. 繰越工事資金		14,800												
	4. その他	5,236	14,320	7,447	5,634	8,131	4,712	19,730	15,466	6,254	4,987	4,717	5,600	5,436	
計 (F)	216,260	279,149	286,189	265,546	267,801	302,453	340,178	309,500	274,483	259,085	267,236	285,417	278,271		
補填財源不足額 (E)-(F)															
他会計借入金残高 (G)															
企業債残高 (H)	8,052,128	7,791,329	7,621,672	7,363,512	7,127,347	6,807,578	6,889,975	6,840,770	6,501,779	6,129,168	5,754,245	5,420,883	5,106,212		

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度		令和4年度	令和5年度	令和6年	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
区 分		(決算)	(決算)	(決算見込)										
収益的収支分		221,553	193,995	211,564	57,657	6,263	6,369	6,470	6,295	6,388	6,454	6,525	6,600	6,405
	うち基準内繰入金	5,980	5,775	5,857	6,057	6,263	6,369	6,470	6,295	6,388	6,454	6,525	6,600	6,405
	うち基準外繰入金	215,573	188,220	205,707	51,600									
資本的収支分		515,356	410,483	374,218	385,461	391,588	327,092	360,622	378,019	432,786	391,889	373,354	361,716	345,728
	うち基準内繰入金	1,316	336	360	360	360	360	360	360	360	360	360	360	360
	うち基準外繰入金	514,040	410,147	373,858	385,101	391,228	326,732	360,262	377,659	432,426	391,529	372,994	361,356	345,368
合 計		736,909	604,478	585,782	443,118	397,851	333,461	367,092	384,314	439,174	398,343	379,879	368,316	352,133

投資・財政計画 (収支計画)

【農業集落排水事業】

(単位:千円, %)

年 度		令和4年度	令和5年度	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年	令和13年	令和14年	令和15年	令和16年
区 分		(決算)	(決算)	(決算見込)										
収益的収支	1. 営業収益 (A)	2,571	2,433	2,433	2,836	3,025	3,025	3,025	3,025	3,025				
	(1) 料金収入	2,570	2,433	2,433	2,836	3,025	3,025	3,025	3,025	3,025				
	(2) 受託工事収益 (B)													
	(3) その他	1												
	2. 営業外収益	10,158	11,597	11,157	9,973	9,782	9,782	9,787	9,787	9,787				
	(1) 補助金	3,390	5,113	4,673	3,489	3,298	3,298	3,303	3,303	3,303				
	他会計補助金	3,390	5,113	4,673	3,489	3,298	3,298	3,303	3,303	3,303				
	その他補助金													
	(2) 長期前受金戻入	6,768	6,484	6,484	6,484	6,484	6,484	6,484	6,484	6,484				
	(3) その他													
	収入計 (C)	12,729	14,030	13,590	12,809	12,807	12,807	12,812	12,812	12,812				
	1. 営業費用	10,978	11,694	11,072	11,157	11,171	11,171	11,176	11,176	11,176				
	(1) 職員給与													
	基本給													
	退職給付													
その他														
(2) 経費	4,210	5,207	4,585	4,670	4,684	4,684	4,689	4,689	4,689					
動力費	1,594	1,132	1,235	1,320	1,320	1,320	1,320	1,320	1,320					
修繕費	500		645	645	645	645	645	645	645					
材料費														
その他	2,116	4,075	2,705	2,705	2,719	2,719	2,724	2,724	2,724					
(3) 減価償却費	6,768	6,487	6,487	6,487	6,487	6,487	6,487	6,487	6,487					
2. 営業外費用	220	352	429	321	304	304	304	304	304					
(1) 支払利息														
(2) その他	220	352	429	321	304	304	304	304	304					
支出計 (D)	11,198	12,046	11,501	11,478	11,475	11,475	11,480	11,480	11,480					
経常損益 (C)-(D) (E)	1,531	1,984	2,089	1,331	1,332	1,332	1,332	1,332	1,332					
特別利益 (F)														
特別損失 (G)														
特別損益 (F)-(G) (H)														
当年度純利益(又は純損失) (E)+(H)	1,531	1,984	2,089	1,331	1,332	1,332	1,332	1,332	1,332					
繰越利益剰余金又は累積欠損金 (I)	1,531	1,984	2,089	1,331	1,332	1,332	1,332	1,332	1,332					
流動資産 (J)	11,672	13,408	15,383	16,731	18,068	19,403	20,738	22,073	23,408					
うち未収金	9	5	27	31	33	33	33	33	33					
流動負債 (K)	1,085	834	715	729	731	731	731	731	731					
うち建設改良費分														
うち一時借入金														
うち未払金	1,085	832	715	729	731	731	731	731	731					
累積欠損金比率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)														
地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金不足額 (L)														
営業収益-受託工事収益 (A)-(B) (M)	2,571	2,433	2,433	2,836	3,025	3,025	3,025	3,025	3,025					
地方財政法による資金不足の比率 ((L)/(M) × 100)														
健全化法施行令第16条により算定した資金不足額 (N)														
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (O)														
健全化法施行令第17条により算定した事業の規 (P)	2,571	2,433	2,433	2,836	3,025	3,025	3,025	3,025	3,025					
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((N)/(P) × 100)														

投資・財政計画 (収支計画)

【農業集落排水事業】

(単位:千円)

年 度		令和4年度	令和5年度	令和6年	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
区 分		(決算)	(決算)	(決算見込)										
資本的収入	1. 企業債													
	うち資本費平準化債													
	2. 他会計出資金													
	3. 他会計補助金													
	4. 他会計負担金													
	5. 他会計借入金													
	6. 国(都道府県)補助金													
	7. 固定資産売却代金													
	8. 工事負担金	137												
	9. その他													
	計 (A)	137												
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)													
	純計 (A)-(B) (C)	137												
	資本的支出	1. 建設改良費	330											
うち職員給与費														
2. 企業債償還金														
3. 他会計長期借入返還金														
4. 他会計への支出金														
5. その他														
計 (D)	330													
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)	193													
補填財源	1. 損益勘定留保資金													
	2. 利益剰余金処分額	175												
	3. 繰越工事資金													
	4. その他	18												
計 (F)	193													
補填財源不足額 (E)-(F)														
他会計借入金残高 (G)														
企業債残高 (H)														

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度		令和4年度	令和5年度	令和6年	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
区 分		(決算)	(決算)	(決算見込)										
収益的収支分		3,390	5,113	4,673	3,489	3,298	3,298	3,303	3,303	3,303				
	うち基準内繰入金		3	3	3	3	3	3	3	3				
	うち基準外繰入金	3,390	5,110	4,670	3,486	3,295	3,295	3,300	3,300	3,300				
資本的収支分														
	うち基準内繰入金													
	うち基準外繰入金													
合 計		3,390	5,113	4,673	3,489	3,298	3,298	3,303	3,303	3,303				

原価計算表

供用開始年月日 平成元年4月1日
 処理区域内人口 74,157人(R5年度末)
 計算期間 自 R7年度至R11年度
 (5年間)

収入の部

項 目	金 額			
	最近1箇年間の実績 (令和5年度決算)	投資・財政計画 計上額(A)	公費負担分 (B)	使用料対象収支 (A)-(B)
	千円	千円	千円	千円
使用料(X)	754,088	974,724		974,724
受託工事収益	0	0		0
その他	8,818	10,932		10,932
合計	762,906	985,656	0	985,656

支出の部

項 目	金 額			
	最近1箇年間の実績 (令和5年度決算)	投資・財政計画 計上額(A)	公費負担分 (B)	使用料対象収支 (A)-(B)
	千円	千円	千円	千円
管渠費	人件費	0	0	0
	給料	0	0	0
	諸手当	0	0	0
	福利費	0	0	0
	修繕費	9,168	8,098	0
	材料費	0	0	0
	路面復旧費	0	0	0
	委託料	22,066	23,105	0
その他	6,073	7,611	0	
小計	37,307	38,814	0	38,814
ポンプ場費	人件費	0	0	0
	給料	0	0	0
	諸手当	0	0	0
	福利費	0	0	0
	動力費	0	0	0
	修繕費	0	0	0
	材料費	0	0	0
	薬品費	0	0	0
委託料	0	0	0	
その他	0	0	0	
小計	0	0	0	0
処理場費	人件費	0	0	0
	給料	0	0	0
	諸手当	0	0	0
	福利費	0	0	0
	動力費	75,627	83,995	0
	修繕費	80,368	86,214	0
	材料費	0	0	0
	薬品費	34,804	36,710	3,267
委託料	208,621	241,806	0	
その他	1,681	1,785	0	
小計	401,101	450,510	3,267	447,243
一般管理費	人件費	37,717	44,891	2,504
	給料	19,570	24,544	0
	諸手当	10,969	13,801	0
	福利費	0	0	0
	流域下水道管理運営費負担金	68,343	70,907	0
	委託料	80,441	71,683	0
その他				
小計	217,040	225,826	2,504	223,322
資本費	支払利息	112,874	89,922	0
	減価償却費	1,053,445	1,002,822	813,860
	企業債取扱諸費	0	0	0
小計	1,166,319	1,092,744	813,860	278,884

支 出 の 部

項 目	金 額			
	最近1箇年間の実績 (令和5年度決算)	投資・財政計画 計上額(A)	公費負担分 (B)	使用料対象収支 (A)－(B)
合 計 (Y)	1,821,767	1,807,894	819,631	988,263

資 産 維 持 費 (Z)	0
使用料対象経費(Y) + (Z)	988,263

(X) / ((Y) + (Z)) * 100 = 0.99

<使用料水準についての説明>

令和7年度に使用料改定を実施したため、改定前は使用料対象経費の80%程度が充当できる水準でしたが、使用料対象経費を概ね賄える使用料水準となっています。(資産維持費は、令和7年度の使用料改定の検討においては、経費回収率の100%水準を確保することを優先課題とした検証を行ったため、対象経費に含めない判断を行っています。)

収支計画では、今回の使用料計算期間以降(令和12年度以降)は、南部浄化センターの処理槽増設による使用料対象経費の増加が見込まれます。このため、経営戦略に掲げた支出削減につながる経営改善の取組みを実施するとともに、使用料改定の必要性の検証を行い、必要に応じて使用料の適正化を図ることで、自立・安定した経営基盤の構築を目指します。

- 1 投資・財政計画計上額(A)欄は、直近の料金算定期間内における平均値を記載すること。
- 2 起償償還額が減価償却額を超えるときは、当分の間、その差額を一般管理費のその他の欄に記載して差し支えないこと。
- 3 資産維持費は、将来の更新需要が新設当時と比較し、施工環境の悪化、高機能化(耐震化等)等により増大することが見込まれる場合に、使用者負担の期間的公平等を確保する観点から、実体資本を維持し、サービスを継続していくために必要な費用(増大分に係るもの)を、適正かつ効率的、効果的な中長期の改築(更新)計画に基づいて算定し、計上するもの。そのため、資産維持費(Z)欄は、「下水道使用料算定の基本的考え方(2016年度版)」(公益社団法人日本下水道協会)を参考に、所有している資産の規模、経営環境等の実情に応じ、料金算定に適切に反映すべき費用を記載すること。